

## 認定 NPO 法人の寄付金控除

NPO 法人エッジは東京都より「認定 NPO 法人」としての認定を受けています。これにより、NPO 法人エッジにご寄付をいただいた場合、寄付金控除等の税の優遇措置を受けることができます。

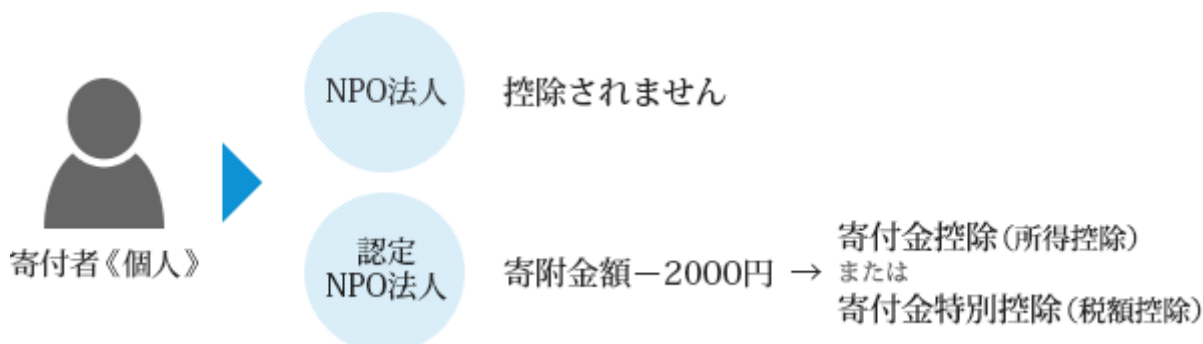
これら税制上の優遇措置を受けるにはエッジ発行の領収書が必要です。

確定申告等で領収書を必要とされる方は、お手数ですが NPO 法人エッジ事務局までご連絡を頂けますようお願いいたします。

### 個人からのご寄付の場合

個人所得税の寄付金控除について

個人が、各年において支出した認定 NPO 法人に対する寄付金で、その寄付額が 2,000 円を越える場合には、確定申告をすることで、寄付金控除（所得控除）または寄付金特別控除（税額控除）のいずれかが選択出来ます。詳しくは所轄税務署にお問い合わせください。

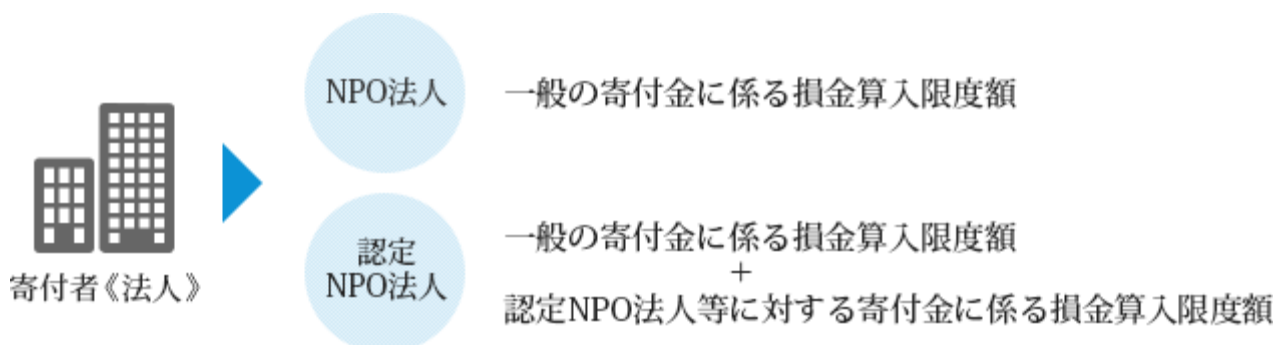


個人住民税（地方税）の寄付金控除について

都道府県または市区町村が条例で指定した認定 NGO 法人等に個人が寄付した場合、個人住民税（地方税）の計算において寄付金控除が適用されます。詳細は、お住まいの市区町村または都道府県までお問い合わせください。

## 法人からのご寄付の場合

法人税の算定において、認定 NPO 法人等に対する寄付金は、特定公益増進法人に対する寄付金と同様に取り扱われ、一般の寄付金とは別枠で寄付金の額の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金に算入されます。



※詳細については、所轄税務署にお問い合わせください。

※認定 NPO 法人に対する寄付金の他に、特定公益増進法人に対する寄付金も含めます。

## 相続または遺贈により財産を取得した方が相続財産を寄付する場合

相続税の算定において、認定 NPO 法人に対し相続税の申告期限内に寄付した相続財産は、一定の場合を除いて、相続税の課税対象から除かれます。

NPO 法人エッジは仮認定 NPO 法人なので相続財産の寄付は対象となっていません。

関連リンク

▼パンフレット：「寄附金を支払ったとき」（国税庁）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/pdf/11.pdf>

▼確定申告等情報平成25年分（国税庁）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shotoku/h25kaisei.pdf>

▼パンフレット：「認定NPO法人制度のしくみ」（内閣府 国民生活局）

[https://www.npo-homepage.go.jp/pdf/201204\\_leaflet.pdf](https://www.npo-homepage.go.jp/pdf/201204_leaflet.pdf)

▼認定NPO法人制度（国税庁）

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npo/tebiki/pdf/01/01.pdf>